



# 島根県報

平成17年10月25日 (火)

第 1,721 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
解除予定保安林(4件)	(森林整備課)	2
定置漁業の免許の内容等の事前決定	(水産課)	3

## 告 示

### 島根県告示第1,115号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ユニットケア山陰	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム ひさご苑	松江市浜佐田町字柄杓125	平成17年 10月12日

### 島根県告示第1,116号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
沖田 泰治	外科 整形外科	有福クリニック	江津市有福温泉町546	平成17年9月28日
林 孝乾	整形外科	医療法人社団林整形外科 医院	出雲市姫原町114-3	平成17年9月28日
川上 一雄	泌尿器科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	平成17年9月28日

島根県告示第1,117号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
雲南市吉田町吉田字吉田4374 - 48
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
水道事業用地とするため

島根県告示第1,118号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大田市仁摩町大国字尾才迫105 - 1（以上1筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヲサイ迫3138（以上1筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,119号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
安来市広瀬町西比田2742・2742内1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,120号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町都万角ヶ谷5209 - 1・5210・5211 - 1・5212 - 3・5220から5222まで・5223 - 3 (以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。)、白水5224 - 1・5226 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、5225 - 3

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第1,121号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、定置漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号 定第17号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

## イ 漁場の位置

出雲市十六島町水尻地先

## ウ 漁場の区域

次の基点第117号、ア、イ、ウ、エ及び基点第117号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第117号 出雲市十六島町水尻地先サカヤ島に設置した標柱

ア 基点第117号から279度450メートルの点

イ 基点第117号から269度600メートルの点

ウ 基点第117号から210度600メートルの点

エ 基点第117号から160度200メートルの点

## (2) 地元地区

出雲市十六島町

## 2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成18年3月28日

(2) 申請期間 平成17年10月25日から同年12月2日まで

## (付記)

## 1 漁業権の存続期間

平成18年3月28日から平成20年8月31日まで

## 2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## 3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

